



令和2年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します

2020年9月14日

▶安全・安心

令和2年10月23日(金曜日)から、令和2年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します。高圧ガス保安活動促進週間を通じて民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止するために各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安活動の促進を図ります。

1. 概要

高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガス(一般消費者等が使用する液化石油ガスも含む)の保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。

2. 期間

令和2年10月23日(金曜日)～10月29日(木曜日)

3. 重点目標

今年度の高圧ガス保安活動促進週間の重点目標は、事故の発生状況等を踏まえて以下のとおりとします。

(1)高圧ガス保安法関係

1. 運転・操作上(ソフト)の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
2. 各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う
3. 非常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
4. 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の促進
5. 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
6. 高圧ガス利用者(特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者)における保安意識の向上
7. タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
8. 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
9. 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

1. 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
2. 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
3. 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

4. 高圧ガス保安活動促進週間ポスター

今年度の高圧ガス保安活動促進週間のキャッチコピーは、「備えよう想定外を想定し」です。ポスターは2種類ありますが、左側のポスターは、主にコンビナート地域などで高圧ガスの製造事業を行っている事業者向けで、想定外の出来事は、内的要因以外に自然災害など外的要因も大きく影響しており、それらを思い浮かべることの大切さを表現しています。また、右側のポスターは、主に高圧ガスの販売や移動、高圧ガス容器を取り扱っている事業者向けで、多数あるガスボンベのうち、一つのガスボンベから想定外にガスが噴き出したところを表現しています。

令和2年度高圧ガス保安活動促進週間ポスター





担当

産業保安グループ 高圧ガス保安室長 金地
担当者:橋本

電話:03-3501-1511(内線:4951)
03-3501-1706(直通)
03-3501-2357(FAX)